

地方公共団体コード						表番号	
1	0	8	2	0	1	5	7 6 9

第69表 納税義務者数に関する調

都 道 府 県 名	茨城県
市 町 村 名	水戸市

区 分 個 人・ 法人の別		(1)		(2)	(3)
		行 番 号	総 数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ) (人)
個 人	9	0 1 0	12 1,780	21 809	30 971
		0 2 0	5,529	2,965	2,564
合 計		0 3 0	7,309	3,774	3,535

地方公共団体コード						表番号		
1	0	8	2	0	1	5	7	0

第70表 償却資産の価格等に関する調（市町村計）

都 道 府 県 名

茨城県

市 町 村 名

水戸市

種 類		行 番 号		(1) 決 定 価 格 (千円)		(2) 課 税 標 準 額 (千円)		(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳 課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(イ) (千円)		(4) (イ) 以外のもの (ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9	0 1 0	12	37,193,172	25	36,392,797	38	768,536	51	35,624,261 ⁶³
	機 械 及 び 装 置		0 2 0		50,702,729		47,613,223		1,856,727		45,756,496
	船 舶		0 3 0		31,344		24,641		6,702		17,939
	航 空 機		0 4 0		20,212		20,212				20,212
	車 両 及 び 運 搬 具		0 5 0		497,230		493,983		3,247		490,736
	工 具 , 器 具 及 び 備 品		0 6 0		26,056,496		25,663,856		358,027		25,305,829
	小 計 (ハ)		0 7 0		114,501,183		110,208,712		2,993,239		107,215,473
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの		0 8 0		49,302,195		47,541,060				
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの		0 9 0		11,277,233		9,880,891				
	小 計 (ニ)		1 0 0		60,579,428		57,421,951				
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)			1 1 0								
合 計 (ハ) + (ニ) + (ホ)			1 2 0		175,080,611		167,630,663				
同内	市 町 村 分 の 額		1 3 0				167,630,663				
上 記	道 府 県 分 の 額		1 4 0								

地方公共団体コード						表番号	
1	0	8	2	0	1	5	7
							8
							1

第71表 償却資産の価格等に関する調（個人分）

都 道 府 県 名

茨城県

市 町 村 名

水戸市

種 類		行 番 号		(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 額		(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		(4) 課 税 標 準 の 特 例 規 定 の 適 用 を 受 け る も の (イ)		(イ) 以外のもの (ロ)	
				(千円)		(千円)		(千円)		(千円)		(千円)	
市町 村長が 価格等 を決定 したもの	構 築 物	9	0 1 0	12	2,938,326	25	2,930,251	38	8,075	51	2,922,176	63	
	機 械 及 び 装 置		0 2 0		3,957,153		3,909,761		34,323		3,875,438		
	船 舶		0 3 0				0						
	航 空 機		0 4 0				0						
	車 両 及 び 運 搬 具		0 5 0		1,093		1,093				1,093		
	工 具 , 器 具 及 び 備 品		0 6 0		693,481		683,785		9,696		674,089		
	小 計 (ハ)		0 7 0		7,590,053		7,524,890		52,094		7,472,796		
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの		0 8 0										
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの		0 9 0										
	小 計 (ニ)	1	0 0 0		0		0						
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		1	1 0										
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		1	2 0		7,590,053		7,524,890						
同内	市 町 村 分 の 額	1	3 0				7,524,890						
上訳	道 府 県 分 の 額	1	4 0										

地方公共団体コード						表番号		
1	0	8	2	0	1	5	7	2

第72表 償却資産の価格等に関する調（法人分）

都 道 府 県 名

茨城県

市 町 村 名

水戸市

種 類		行 番 号		(1) 決 定 価 格 (千円)		(2) 課 税 標 準 額 (千円)		(3) 課 税 標 準 額 課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)		(4) 額 の 内 訳 (イ) 以外のもの (ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9	0 1 0	12	34,254,846	25	33,462,546	38	760,461	51	32,702,085
	機 械 及 び 装 置		0 2 0		46,745,576		43,703,462		1,822,404		41,881,058
	船 舶		0 3 0		31,344		24,641		6,702		17,939
	航 空 機		0 4 0		20,212		20,212				20,212
	車 両 及 び 運 搬 具		0 5 0		496,137		492,890		3,247		489,643
	工 具 , 器 具 及 び 備 品		0 6 0		25,363,015		24,980,071		348,331		24,631,740
	小 計 (ハ)		0 7 0		106,911,130		102,683,822		2,941,145		99,742,677
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの		0 8 0		49,302,195		47,541,060				
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの		0 9 0		11,277,233		9,880,891				
	小 計 (ニ)		1 0 0		60,579,428		57,421,951				
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)			1 1 0								
合 計 (ハ) + (ニ) + (ホ)			1 2 0		167,490,558		160,105,773				
同内	市 町 村 分 の 額		1 3 0				160,105,773				
上訳	道 府 県 分 の 額		1 4 0								

地方公共団体コード						表番号	
1	0	8	2	0	1	5	7
							8
							3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（1）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係）

都 道 府 県 名	茨城県
市 町 村 名	水戸市

区 分			行 番 号		(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
					(A) (千円)		(B)		(C)		(A) × (B) / (C) (千円)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 1 項	(新線構築物)	9	0	1	0	12	25	1	3	29	
				0	2	0			2	3		
		(新線立体交差化施設)		0	3	0			1	6		
				0	4	0			1	3		
	第 2 項	(ガス事業用資産)		0	5	0		7,602	1	3		2,534
				0	6	0		95,304	2	3		63,536
	第 3 項	(農業協同組合等共同利用機械)		0	7	0			1	2		
	第 4 項	(外航船舶)		0	8	0			1	6		
		(準外航船舶)		0	9	0			1	4		
	第 5 項	(内航船舶)		1	0	0			1	2		
	第 6 項	(離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後))		1	1	0			1	6		
	第 7 項	(国際路線用航空機)		1	2	0			1	5		
				1	3	0			1	10		
				1	4	0			2	15		
	第 8 項	(離島路線用航空機)		1	5	0			1	3		
				1	6	0			2	3		
		(小型離島航空機)		1	7	0			1	4		
	第 9 項	(日本放送協会)		1	8	0		1,542,238	1	2		771,119
	第 10 項	(日本原子力開発機構)		1	9	0		3,835	1	3		1,278
				2	0	0			2	3		
	第 12 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)		2	1	0			1	6		
				2	2	0			1	3		

地方公共団体コード						表番号	
1	0	8	2	0	1	5	7
							8
							3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（1）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係につき）

都道府県名	茨城県
市町村名	水戸市

区 分			(1)		(2)		(3)		(4)	
			決 定 価 格		課 税 標 準		率		課 税 標 準 額	
			(A) (千円)		(B)		(C)		(A) × (B) / (C) (千円)	
行 番 号			9		12		25		27	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 13 項	①(青函・本四 鉄道施設)	2	3	0		1	6		
		②(青函・本四 新線構築物)	2	4	0		1	18		
			2	5	0		1	9		
		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	2	6	0		1	36		
			2	7	0		1	18		
	第 14 項	④(青函・本四 変・送電用資産)	2	8	0		1	10		
		(河川事業鉄軌道用資産)	2	9	0		2	3		
			3	0	0		5	6		
			3	1	0		1	6		
	第 15 項		3	2	0		1	3		
		(宇宙航空研究開発機構)	3	3	0		1	3		
			3	4	0		2	3		
	第 16 項	(海洋研究開発機構)	3	5	0		1	3		
			3	6	0		2	3		
	第 17 項	(水資源機構)	3	7	0		1	2		
			3	8	0		3	4		
	第 18 項	①(特定地方交通線)	3	9	0		1	4		
		②(新線構築物)	4	0	0		1	12		
			4	1	0		1	6		
		③(新線立体交差化施設)	4	2	0		1	24		
			4	3	0		1	12		
		④(河川事業鉄軌道用資産)	4	4	0		1	6		
			4	5	0		5	24		
			4	6	0		1	24		
			4	7	0		1	12		
		⑤(変・送電用資産)	4	8	0		3	20		

地方公共団体コード						表番号	
1	0	8	2	0	1	5	7
							8
						7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（1）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係につき）

都道府県名	茨城県
市町村名	水戸市

区 分		行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
			(A) (千円)		(B)		(C)		(A) × (B) (D) (C) (千円)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 19 項（新エネルギー・産業技術総合開発機構）	9 4 9 0	12		25		27		29	
		5 0 0			1		3			
	第 20 項（科学技術振興機構）	5 1 0			2		3			
	第 22 項（新関西国際空港㈱）	5 2 0			1		2			
	第 23 項（信用協同組合等）	5 3 0			3		5			
	第 24 項（変・送電用資産(鉄道事業用)）	5 4 0			3		5			
	第 25 項（中部国際空港㈱）	5 5 0			1		2			
	第 26 項（外国貿易用コンテナ）	5 6 0			4		5			
	第 27 項（家庭的保育事業） （地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	5 7 0			1		3			
	第 28 項（居宅訪問型保育事業） （地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	5 8 0			1		3			
	第 29 項（事業所内保育事業） （地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	5 9 0			1		3			
	第 30 項（認定生活困窮者就労訓練事業）	6 0 0			1		2			
	第 31 項（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）	6 1 0			1		3			
	（国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡）	6 2 0			2		3			
	第 32 項（量子科学技術研究開発機構）	6 3 0			1		2			
		6 4 0			1		3			
	第 33 項（世界遺産）	6 5 0			2		3			
		6 6 0			1		3			
法第349条の3の4（被災代替償却資産）		6 7 0	17,594		1		2		8,797	
合 計		6 8 0	1,666,573		-		-		847,264	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号		
1	0	8	2	0	1	5	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（2）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係）

都道府県名 茨城県

市町村名 水戸市

区 分			(1)		(2)		(3)	(4)	
			行 番 号		決 定 価 格 (A) (千円)		課 税 標 準 の 特 例 率 (B) (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (C) (千円)	(D)
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧 第 1 項 (送電用資産・電気事業用)		9	12	25	27	29		
			0	1	0	1	3		
			0	2	0	2	3		
		(変電所・電気事業用)	0	3	0	3	5		
	旧 第 13 項 (立体交差化施設)		0	4	0	3	4		
			0	5	0	-	-		
	旧 第 18 項 (熱供給事業用資産)		0	6	0	1	3		
			0	7	0	2	3		
	旧 第 18 項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)		0	8	0	4	5		
	旧 第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)		0	9	0	1	2		
	旧 第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)		1	0	0	1	3		
	旧 第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)		1	1	0	2	3		
			1	2	0	1	6		
			1	3	0	1	3		
	旧 第 24 項 (特定鉄道路線構築物)		1	4	0	1	4		
			1	5	0	1	2		
	旧 第 25 項 (日本電気計器検定所)		1	6	0	1	2		
			1	7	0	1	3		
			1	8	0	1	6		
	旧 第 26 項 (日本消防検定協会)		1	9	0	1	2		
			2	0	0	1	3		
			2	1	0	1	6		
	旧 第 27 項 (小型船舶検査機構)		2	2	0	1	2		
			2	3	0	1	3		
			2	4	0	1	6		
	旧 第 28 項 (軽自動車検査協会)		2	5	0	21	2	11	
			2	6	0	23	3	8	
			2	7	0	1	6		
三	旧 第 30 項 (情報通信研究機構)		2	8	0	2	3		
	旧 第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)		2	9	0	54	3	18	
			3	0	0	1	6		

地方公共団体コード						表番号	
0	8	2	0	1	5	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（2）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係につき）

都道府県名 茨城県

市町村名 水戸市

区 分		行 番 号		(1)	(2)	(3)	(4)
				決 定 価 格	課 税 標 準	の 特 例 率	課 税 標 準 額
				(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (C) (千円)
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧 第 32 項（高圧ガス保安協会）	9	3 1 0	12	25	27	29
			3 2 0		1	2	
			3 3 0		1	3	
	旧 第 32 項（自動車安全運転センター）		3 4 0		1	6	
			3 5 0		1	3	
	旧 第 33 項（郵便貯金・簡易生命保険管理機構）		3 6 0		1	6	
	旧 第 34 項（有線放送電話業務用資産）		3 7 0		1	2	
			3 8 0		2	3	
			3 9 0		1	2	
	合 計		4 0 0	98	-	-	37

地方公共団体コード						表番号	
1	0	8	2	0	1	5	7
							5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（3）
（法附則第15条関係）

都 道 府 県 名	茨城県
市 町 村 名	水戸市

区 分		行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準		(3) 準 率	(4) 課 税 標 準 額	
			(A) (千円)	(B) (千円)	(C) (千円)	(A) × (B) (C) (千円)			
							(B) (千円)	(C) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条	第 1 項 (倉庫等)	9	0	1	0	12	25	27	29
		0	2	0		3	4		
		0	3	0		2	3		
		0	4	0		3	5		
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	0	5	0		1	2		
		0	6	0		2	3		
		0	7	0		1	3		
		0	8	0		3	4		
		0	9	0	746	1	6	124	
		1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1	0	0		1	3	
		5号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1	1	0		2	3	
		旧2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1	2	0		1	3	
	第 3 項 (国内路線用航空機)	フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1	3	0		1	3	
		1	4	0		2	5		
		1	5	0		1	4		
		1	6	0		3	8		
	第 5 項 (沖縄電力(株))	1	7	0		2	3		
		1	8	0		2	3		
		(旧 沖縄電力(株) 変・送電用資産)	1	9	0		2	9	
			2	0	0		4	9	
			2	1	0		2	5	
			2	2	0		1	2	
	第 6 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	2	3	0		2	3		
	第 7 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)	2	4	0		3	5		
	第 8 項 (低公害車燃料等供給施設)	2	5	0		2	3		
		2	6	0		3	4		

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「－」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	8	2	0	1	5	7
							5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（3）
（法附則第15条関係つづき）

都 道 府 県 名	茨城県
市 町 村 名	水戸市

区 分		行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)
			決 定 価 格	課 税 標 準	の 特 例 率	課 税 標 準 額
			(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (D) (C) (千円)
法 附 則 第 十 五 条	第 9 項 (国際船舶)	9	12	25	27	29
		2 7 0		1	18	
	(うち特定船舶適用分)	2 8 0		1	36	
	第 10 項 ①(特定鉄道事業譲受資産)	2 9 0		1	36	
	②(新線構築物)	3 0 0		1	6	
		3 1 0		1	3	
	③(立体交差化施設)	3 2 0		1	12	
		3 3 0		1	6	
	④(河川事業鉄軌道用資産)	3 4 0		1	3	
		3 5 0		5	12	
		3 6 0		1	12	
		3 7 0		1	6	
	⑤(変・送電用資産)	3 8 0		3	10	
	第 11 項 (鉄道車両安全向上設備)	3 9 0		1	3	
	第 12 項 (低床車両)	4 0 0		1	3	
	第 13 項 (新造改良車両(鉄道事業))	4 1 0		2	3	
		4 2 0		3	5	
	第 14 項 (新造車両(流通業務))	4 3 0		2	3	
		4 4 0		3	5	
	第 15 項 (PFI公共施設)	4 5 0		1	2	
	第 16 項 (都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 6 0		1	2	
	(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 7 0		2	5	
	第 17 項 (都市鉄道施設)	4 8 0		2	3	
	第 18 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	4 9 0		1	2	
		5 0 0		3	5	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	8	2	0	1	5	7
							5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調 (3)
(法附則第15条関係つづき)

都 道 府 県 名	茨城県
市 町 村 名	水戸市

区 分		行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
			(A) (千円)		(B)		(C)			
法 附 則 第 十 五 条	第 19 項 (鉄道事業再構築事業)	9 5 1 0	12		25 1		27 4		29	
	第 20 項 (バイオ燃料製造設備)	5 2 0			1		2			
		5 3 0			2		3			
	第 22 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	5 4 0			1		2			
		5 5 0			2		3			
	第 23 項 (津波対策に資する港湾施設等) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 6 0			1		3			
	第 25 項 (津波避難施設等) (指定避難施設(わがまち特例)適用分)	5 7 0			1		2			
		5 8 0			1		3			
	第 26 項 (移動等円滑化のための設備)	5 9 0			2		3			
	第 27 項 (太陽光1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 0 0			1		2			
		6 1 0			7		12			
		6 2 0			7		12			
		6 3 0			1		2			
		6 4 0			1		3			
		6 5 0			7		12			
		6 6 0			1		2			
		6 7 0			1		3			
		6 8 0			1		3			
		6 9 0			1		2			
	第 28 項 (鉄道耐震補強設備)	7 0 0			2		3			
	第 29 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	7 1 0			2		3			
	第 30 項 (浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7 2 0			1		2			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	8	2	0	1	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（3）
（法附則第15条関係つづき）

都 道 府 県 名	茨城県
市 町 村 名	水戸市

区 分		行 番 号		(1)	(2)	(3)	(4)
				決 定 価 格	課 税 標 準	の 特 例 率	課 税 標 準 額
				(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (D) (千円)
法 附 則 第 十 五 条	第 31 項（特別特定技術基準施設の耐震化）	9	7 3 0	12	25	27	29
			7 4 0		1	2	
			7 5 0		5	6	
	第 32 項（無電柱化）		7 6 0		2	3	
			7 7 0		1	2	
			7 8 0		2	3	
			7 9 0		3	4	
	第 34 項（特定事業所内保育施設） （地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	7	9 0 0	73,430	1	3	24,477
	第 36 項（対象特定電気通信設備）	8	0 0 0		3	4	
	第 37 項（立地誘導促進施設）	8	1 0 0		2	3	
	第 38 項（帰還環境整備推進法人）	8	2 0 0		1	3	
	第 39 項（地域福利増進事業）	8	3 0 0		2	3	
	第 40 項（農業協同組合等共同利用機械）	8	4 0 0		1	2	
	第 41 項（認定就農者）	8	5 0 0		2	3	
	第 43 項（滞在快適性等向上施設）	8	6 0 0		1	2	
	第 44 項（ローカル5G）	8	7 0 0		1	2	
	第 45 項（シェアサイクルポート）	8	8 0 0		3	4	
	（雨水貯留浸透施設） 第 46 項（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例） 適用分）	8	9 0 0		1	6	
合 計		9	0 0 0	74,176	-	-	24,601

※地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分の「課税標準の特例率（2）（3）」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	8	2	0	1	5	7
							8
							6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（４）
（法附則第15条関係）

都 道 府 県 名	茨城県
市 町 村 名	水戸市

区 分		行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
			(A) (千円)		(B)		(C)		(A) × (B) (D) (C) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条	旧 第 3 項（公害防止設備）	9 0 1 0	12		25 1		27 3		29	
		0 2 0			2		3			
		0 3 0			3		4			
		0 4 0			1		2			
	旧 第 5 項（公共危害防止構築物）	0 5 0			3		5			
		0 6 0			1		2			
		0 7 0			1		3			
	旧 第 6 項（公害防止優良更新施設）	0 8 0			1		2			
		0 9 0			2		3			
	旧 第 7 項（産業廃棄物焼却施設等）	1 0 0			2		3			
		1 1 0			5		6			
	旧 第 8 項（雨水貯留浸透施設）	1 2 0			2		3			
		1 3 0			1		2			
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 4 0			2		3			
	旧 第 14 項（旧国際電信電話株）	1 5 0			3		5			
		1 6 0			1		2			
	旧 第 15 項（地方卸売市場）	1 7 0			4		5			
		1 8 0			3		4			
	旧 第 17 項 ①(立体交差化施設)	1 9 0			1		6			
	②(旧交納付金法附則第19項)	2 0 0			-		-			
	③(旧交納付金法附則第20項)	2 1 0			-		-			
	旧 第 19 項（指定法人等の大規模外貿埠頭）	2 2 0			1		2			
	旧 第 20 項（水力発電施設の魚道）	2 3 0			2		3			
	旧 第 20 項（貨物鉄道に対する貸付資産）	2 4 0			1		2			
	旧 第 20 項（スーパー中枢港湾）	2 5 0			1		2			
	旧 第 21 項（国立大学校舎）	2 6 0			1		2			
	旧 第 27 項（指定会社等の特定用途港湾施設）	2 7 0			1		2			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	8	2	0	1	5	7
							8
							6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（4）
（法附則第15条関係つづき）

都 道 府 県 名	茨城県
市 町 村 名	水戸市

区 分		行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)
			決 定 価 格	課 税 標 準	課 税 標 準	課 税 標 準 額
			(A) (千円)	の 特 例 率 (B) (C)	(A) × (B) (C)	(D) (千円)
法 附 則 第 十 五 条	旧 第 29 項（旧交納付金法附則第17項）	9 2 8 0	12	25 -	27 -	29
	旧 第 31 項（熱電併給型動力発生装置）	2 9 0		5	6	
		3 0 0		11	12	
	旧 第 36 項（公共荷さばき施設）	3 1 0		1	2	
	旧 第 37 項（一般廃棄物処理施設）	3 2 0		1	2	
		3 3 0		1	4	
	旧 第 37 項（放送ネットワーク災害対策用設備）	3 4 0		3	4	
	旧 第 39 項（国家戦略特区）	3 5 0		1	2	
	旧 第 40 項（認定誘導事業により取得した公共施設等）	3 6 0		4	5	
	（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	3 7 0		7	10	
	旧 第 41 項（先端設備等）	3 8 0	1, 302, 184	0	0	0
	旧 第 43 項（経営力向上設備等）	3 9 0	225, 345	1	2	112, 673
合 計		4 0 0	1, 527, 529	-	-	112, 673

※地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号	
1	0	8	2	0	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（5）
（法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 法附則第16条の2, 旧法附則第16条の2）

都道府県名 茨城県

市町村名 水戸市

区 分			行 番 号	決 定 価 格 (A) (千円)	(1)		(2)		(3)		(4)	
					(B) 課 税 標 準 の 特 例 率	(C) 率	(B) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (C) (千円)	(D) 額				
法 附 則 第 十 五 条 の 二	第 1 項	①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	9 0 1 0	12	25 1	27 3	29					
	乗 車 法 第 三 百 四 十 九 条 の 三 各 項 と の 連 係	①(J R 北海道・四国に係る特例)	0 2 0		1	2						
		②(新線構築物)	0 3 0		1	6						
			0 4 0		1	3						
		③(新線立体交差化施設)	0 5 0		1	12						
			0 6 0		1	6						
		④(新幹線鉄軌道用資産)	0 7 0		1	12						
			0 8 0		1	6						
		⑤(青函・本四 鉄道施設)	0 9 0		1	12						
		⑥(青函・本四 新線構築物)	1 0 0		1	36						
			1 1 0		1	18						
		⑦(青函・本四 新線立体交差化)	1 2 0		1	72						
			1 3 0		1	36						
		⑧(青函・本四 変・送電用資産)	1 4 0		1	20						
		⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1 5 0		1	3						
			1 6 0		5	12						
			1 7 0		1	12						
			1 8 0		1	6						
		⑩(車庫構築物・立体交差化施設)	1 9 0		1	6						
		⑪(変・送電用資産)	2 0 0		3	10						
		⑫(新造改良車両(鉄道事業))	2 1 0		1	3						
			2 2 0		3	10						
		⑬(新造車両(流通業務))	2 3 0		3	10						
	⑭(鉄道耐震補強設備)	2 4 0		1	3							

地方公共団体コード						表番号	
1	0	8	2	0	1	5	7
7	7	7					8

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
 規定の適用を受けるものに関する調（5）
 （法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 法附則第16条の2, 旧法附則第16条の2
 つづき）

都道府県名 茨城県

市町村名 水戸市

区 分			行 番 号		(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
					(A) (千円)		(B)		(C)		(A) × (B) (D) (C) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条 の 三	①(旅客会社等に係る承継特例)		9 2	5 0	12		25 3	27 5	29			
	旧道承 交・継 納四特 付国例 に係と のJR北 連海	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2	6 0			-	-				
		③(J R 北海道・四国に係る特例)	2	7 0			3	10				
		④(J R 北海道・四国に係る特例・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2	8 0			-	-				
		法附則第16条の 2 第11項 (平成28年熊本地震 被災代替償却資産)		2	9 0			1	2			
旧法附則第16条の 2 旧第11項 (阪神・淡路大震災・立体交差化施設)		3	0 0			1	3					
合 計			3	1 0	0		-	-		0		

地方公共団体コード						表番号	
1	0	8	2	0	1	5	7
							8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（6）
（法附則第56条, 法附則第56条の2）

都 道 府 県 名	茨城県
市 町 村 名	水戸市

区 分		行 番 号	決 定 価 格 (A) (千円)	(2)		(3)	(4)	
				課 税 標 準 の 特 例 率		(B)	課 税 標 準 額	
				(B)	(C)	(C)	(A) × (B) (C) (千円)	
法 附 則 第 56 条	第12項（東日本大震災）	9 0 1 0	12	25	27	2	29	
		0 2 0		1	2			
	第15項（東日本大震災・居住困難区域）	0 2 0		1	2			
法 附 則 第 五 十 六 条 の 二	旧 第 3 項（被災代替鉄道施設等）	0 3 0		2	3			
	旧 第 4 項	①(被災特定地方交通線)	0 4 0		1	4		
		②(新線構築物)	0 5 0		1	12		
			0 6 0		1	6		
		③(新線立体交差化施設)	0 7 0		1	24		
			0 8 0		1	12		
		④(河川事業鉄軌道用資産)	0 9 0		1	6		
			1 0 0		5	24		
			1 1 0		1	24		
		1 2 0		1	12			
	⑤(変・送電用資産)	1 3 0		3	20			
合 計		1 4 0	0	-	-	0		

地方公共団体コード	表番号
1082015	779

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（市町村計）

都道府県名

茨城県

市町村名

水戸市

			(1)	(2)
区 分			行 番 号	納 税 義 務 者 数 （ 人 ）
150 万 円 未 満 の も の			9010	123,774
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の			9020	1283
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の			9030	12105
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の			9040	1275
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の			9050	1275
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の			9060	1265
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の			9070	12255
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の			9080	12220
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の			9090	121,354
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の			9100	12560
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の			9110	12213
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の			9120	12307
1 億 円 以 上 の も の			9130	12223
計			9140	127,309
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大 臣 配 分 分	9150	1212
		知 事 配 分 分	9160	125
	法 第 743 条 関 係		9170	12

地方公共団体コード	表番号
1082015	780

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（個人分）

都道府県名

茨城県

市町村名

水戸市

			(1)	(2)
区 分			行 番 号	納 税 義 務 者 数 （ 人 ）
150 万 円 未 満 の も の			9010	12809
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の			9020	1220
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の			9030	1240
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の			9040	1229
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の			9050	1230
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の			9060	1227
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の			9070	1281
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の			9080	1266
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の			9090	12447
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の			9100	12164
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の			9110	1242
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の			9120	1225
1 億 円 以 上 の も の			9130	12
計			9140	121,780
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大 臣 配 分 分	9150	12
		知 事 配 分 分	9160	12
	法 第 743 条 関 係		9170	12

地方公共団体コード	表番号
1082015	781

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（法人分）

都道府県名

茨城県

市町村名

水戸市

			(1)	(2)
区 分			行 番 号	納 税 義 務 者 数 （ 人 ）
150 万 円 未 満 の も の			9010	122,965
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の			9020	1263
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の			9030	1265
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の			9040	1246
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の			9050	1245
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の			9060	1238
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の			9070	12174
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の			9080	12154
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の			9090	12907
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の			9100	12396
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の			9110	12171
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の			9120	12282
1 億 円 以 上 の も の			9130	12223
計			9140	125,529
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大 臣 配 分 分	9150	1212
		知 事 配 分 分	9160	125
	法 第 743 条 関 係		9170	12